２０２６年度
研究活動及び研究費に係る不正防止講習会

事務局研究推進課

公正な研究活動を確保するための行動規範

生命科学研究における不正行為（研究データ等のねつ造、改ざん、盗用並びに不適切な投稿及び出版をいう。）は、真実の探求を積み重ね、新たな知を想像していく営みである科学の本質に反するものであり、研究に対する社会の信頼を損なうのみでなく、科学の発展を妨げ、冒涜するものであって許すことのできないものである。真理を追求することを使命とする科学者にとって、その存在意義に全く反する行為であり、科学研究者のみならず、科学研究そのものに対する社会からの支持を失うことになる。

研究活動における不正行為

捏造（ねつぞう）

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

実験を行っていないにも拘らず、あたかもその結果で得られたデータのように装い、発表するなど。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

仮説に合うように数値を操作したり、画像の切り貼りを行うなど。

盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

既に発表されている論文やWebサイト上の記載の適切な引用をせず、自身の文章として論文に転載するなど。

これらの行為は、文部科学省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインにおいて、特定不正行為として定義され、罰則の対象とされています。

研究活動における不正行為

特定不正行為以外のこれらの行為も不正行為です。

不適切な投稿及び出版

一部でも同一内容を含む論文を複数作成して異なる雑誌に投稿すること、又は第一著者を別人物にしてほぼ同じ内容の論文を複数作成して投稿すること

二重出版や二重投稿、サラミ出版など

不適切なオーサーシップ

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げること、又は著者としての資格を有する者を除外すること

ギフトオーサーシップ、ゴーストオーサーシップなど

有害な研究活動『ＤＲＰ』

以前より「**疑わしい研究活動（ＱＲＰ）**」と呼ばれていた**不適切な行為**は、近年の全米科学アカデミーの報告書において、より深刻な「**有害な研究活動（ＤＲＰ）**」と称すべきものと再定義されています。

● 米国での1980年代～2000年代の研究不正事例をもとに、ミシガン大学のニコラス・ステネック教授は研究活動を以下の3つのカテゴリーに分類。

① **健全な研究活動といえる、責任ある研究活動**（Responsible Conduct of Research, **RCR**）
② **明らかな不正である、捏造、改ざん、盗用**（Fabrication, Falsification, and Plagiarism, **FFP**）
③ **RCRとFFPの間に位置づけられる、疑わしい研究活動**（Questionable Research Practice, **QRP**）

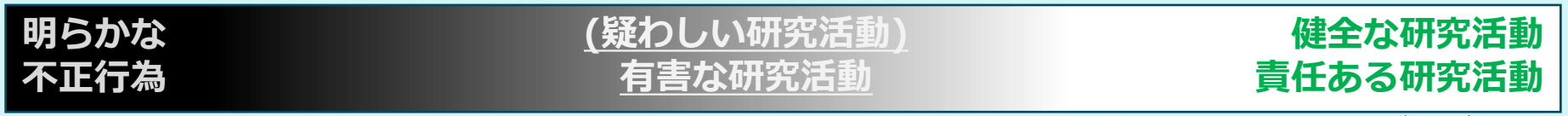

責任ある研究活動～有害な研究活動～不正な研究、の間には、明確な境界線がある訳ではなく、グラデーションのような連続体であるとしている。

● 2017年、米国国立科学アカデミー/工学アカデミー/医学アカデミーは、公正な研究に向けての提言を合同で発表（研究の信頼性を育むために”Fostering Integrity in Research”）。

『QRP』としてこれまで挙げられてきた問題の多くは**「疑わしい（Questionable）」**の度を超え、むしろ**「有害（Detrimental）」な行為と称すべきものである**とした。

有害な研究活動『ＤＲＰ』

☞ **有害な研究行為（ＤＲＰ）には次のような行為があります。**

◆虚偽・粉飾表示

・不適切な投稿及び出版

　ひとつの研究成果を複数の学術雑誌に掲載する多重発表や、ひとつにまとめるべき論文を分割して発表するサラミ論文は、業績の水増し行為であるとともに、査読者や読者に不必要な負担や不都合を強いるものです。多重発表による業績の水増しで、研究結果に高い再現性があるかのような誤解を抱かせることにもなります。

・不適切なオーサーシップ

　利益供与や強制、論文の審査を有利にするため等、実質的な貢献のない研究者を共著者とする**ギフト・オーサーシップ**、一方、共著者からの除外により、企業の人材によるサポートの隠蔽、多くの貢献をした大学院生や若手研究者からの寄与の搾取、データの責任の所在をあいまいにする**ゴースト・オーサーシップ**があります。

※「**不適切な投稿及び出版**」「**不適切なオーサーシップ**」の２項目については、医学研『不正行為及び研究費不正使用等の防止に関する要綱』において不正行為として挙げています。

・不適切なデータの取り扱い

　自らの仮説に都合の良いデータの選択や矛盾するデータの隠蔽は、改ざんに通じる不適切な行為です。統計解析にあたり有意差を作り出すためデータを取捨選択したり解析方法を変更する**p-ハッキング**や、臨床研究の発表において主要な評価項目に特記すべき結果が得られなかったため副次的な評価項目を強調して読者の注意を意図的に逸らしたり、発表者の都合のよいように有益な所見を過剰に強調して有害な所見を過少に表現する**スピン**も、結果を偽る不誠実な行為です。

有害な研究活動『ＤＲＰ』

・**利益相反の不開示**

企業から研究資金を受ける研究者がその企業製品の評価研究を行う場合、科学的な結果が企業に不利益をもたらす可能性があり、科学者の誠実さと企業との関係維持が対立することがあります。これが利益相反であり、バイアス発生のリスクを伴います。利益相反の解消が難しい場合はこれを開示することが必要で、開示が無ければ読者の研究に対する評価を歪めることにつながります。

◆詳細情報の非開示

生命科学系の研究発表の特徴として再現性が低いものが多いことが知られています。生物の持つ個体差等の自然発生的なものの他、明らかな不正行為や不適切なデータの取り扱いといった人為的なものもありますが、再現実験を妨害するために研究方法・材料・結果に関する詳細を非開示にする問題行為もあります。現在では、国際誌の多くが論文の投稿規程で研究の詳細についての開示を義務付けています。

◆研究者としての責務の不履行

適切な実験記録の保管、図表の作成は研究者の基本的な責務です。研究不正の疑義が生じた場合、不注意で保管していないという言い訳は認められません。指導的立場にある研究者には後進の研究者に研究規範を適切に指導する責務があり、研究グループ内に不正が生じた場合には責任を問われます。

◆告発に対する不適切な取り扱い

研究機関側が組織の評価の低下や調査業務を嫌い、告発を無視して不正を隠蔽することがあります。また、告発者が機関内で特定できるような取扱いをしている場合は報復の的にされることもあり、いずれも研究コミュニティ内の自浄を妨げる有害な研究活動として認識されています。

有害な研究活動『ＤＲＰ』

☞ 有害な研究活動はいずれも研究者の行動規範に背くものであり、研究コミュニティの健全性を損なう行為です。研究不正が明るみに出た研究室や研究機関では、しばしばこうした有害な研究活動が日常化していたことが指摘されています。

医学研においても2025年に「公正な研究活動を確保するための行動規範」を改定し、

- **▶「有害な研究活動を行わない。」**
- **▶「有害な研究活動に加担しない。」**
- **▶「有害な研究活動をさせない。」**

という、研究者が遵守すべき行動規範を定めました。この規範は、医学研で研究に携わるすべての人が日々大切にすべき基本です。

☞こちらの「有害な研究活動『ＤＲＰ』」でご紹介した内容はAPRINのeラーニングを参考にしています。
詳細な情報、最新の動向については、ｅAPRINをご確認ください。

研究活動の不正行為を行った者への応募資格制限

千葉大学医学研究院元特任研究員による研究活動上の不正行為（改ざん）の認定

研究活動上の不正行為告発受付窓口のメールアドレスに、文部科学省からの回付メールを受信。匿名での告発で、大学院医学研究院の研究グループにおける複数論文（2報、論文Ａ/Ｂ）において、同一論文内に図の使いまわしがされて、研究不正が強く疑われる点があるというものであり、予備調査を経て調査委員会を設置。

「調査対象論文の実験・観察ノート等の確認」「調査対象者及びその他著者からの聞き取り（書面/ヒアリング）調査」「画像解析専門会社への解析依頼」の調査により、不正行為（改ざん）が行われたと認定した。

⇒論文Ａにおいて改ざん(上下反転させた切り貼り)を認定。論文Ｂにおいて改ざん(真正でないデータ)を認定。

«発生要因»

研究データを十分に確認せず、研究・調査データの厳正な取扱いへの認識が不十分であった。

元特任研究員(第一著者)・准教授(責任著者)とも、画像において通常上下反転することがないことは認識しており、研究成果の発表において確認が不十分であった。

元教授(最終著者)は、適切な指導を行う認識が不十分であった。

研究資料の保存期間は当該研究成果の発表後10年間と定められているにもかかわらず、紛失しており、適切な管理がなされていなかった。

«資金配分機関が行った措置»

日本学術振興会において競争的研究費の資格制限の措置を、不正行為が認定された研究者(元特任研究員)に対して**３年間**、准教授**２年間**、元教授**２年間**を講じた。

«研究機関が行った措置»

元特任研究員に対し、論文の取下げを勧告した。不正行為を認定した論文のうち１編が元特任研究員の学位論文であったため、**学位授与を取消す**とした。准教授については就業規則に基づき処分、元教授は退官済みのため就業規則の適用外。

研究活動の不正行為を行った者への応募資格制限

麻布大学獣医学部教授による不正行為（盗用、不適切なオーサーシップ）の認定について
共同研究者から不正行為があったとする報告があり、予備調査を経て調査委員会を設置。 A教授の論文における対象患畜に関する記述が、主に診断・治療・予後観察を行いカルテ情報を作成した主治医から指摘された内容とほぼ一致することから、同一の患畜を元にした臨床報告論文であると判断。A教授本人は患畜の診断・治療及び予後観察には関与せず、カルテ情報を元に論文を作成。主治医及びその指導学生が作成した写真や記録を意図的に論文に用いたこと、さらにA教授本人もこれを認めていたことから、盗用を認定。 また、本来共著者の権利を有する主治医について、A教授は意図的に主治医を著者から除外し、連絡も取らなかったため、不適切なオーサーシップを認定。
≪発生要因≫ A教授は当時大学院生を指導する立場にあったが、学内の指導教員再評価のための論文数が不足しており、論文を早急に出版する必要があった。しかし、対人関係の不和から共著者の権利を有する主治医との連絡を意図的に回避し、主治医及びその指導学生が作成した写真などを盗用するに至った。また、投稿前の共著者の確認及びデータの帰属先に関して他の共著者から意見があったが、かなり前の症例報告であること、カルテ情報が大学に帰属することから、主治医から改めて指摘されることはないだろうとの自己判断で論文化に至ったことが確認された。 A教授が、不正行為（盗用及び不適切なオーサーシップ）に当たると自認していたもののその行為に至ったことは倫理観の欠如にほかならず、指導的立場かつ責任著者である立場の者が指導・マネジメントを怠ったことは、責任者としての自覚が希薄であったと言わざるを得ない。 また、カルテデータの帰属や管理運営方法、論文化の際の著者としての権利など、本来は文書化され教員間で共有されるべきものであるが、体制が不備であったことも要因の一つと考えられる。
≪配分機関が行った措置≫ 資金配分機関である文部科学省において、A教授に対し**５年間**の競争的研究費の資格制限の措置を講じた。

医学研における不正行為防止のための取組

医学研実験ノートの運用

◆研究課題別ではなく、個人ごとに作成
◆プロジェクトリーダーが原則として週1回以上の頻度で確認・署名

＜対 象＞
・医学研職員で、実験・研究を行っている研究員及び研究補助員等（研修生を含む）
・医学研の研究員として外部研究費を獲得している客員研究員及び協力研究員

医学研実験ノートは原則医学研で保管することになっています。
研究員が転出される場合であっても、持ち出しはできません。

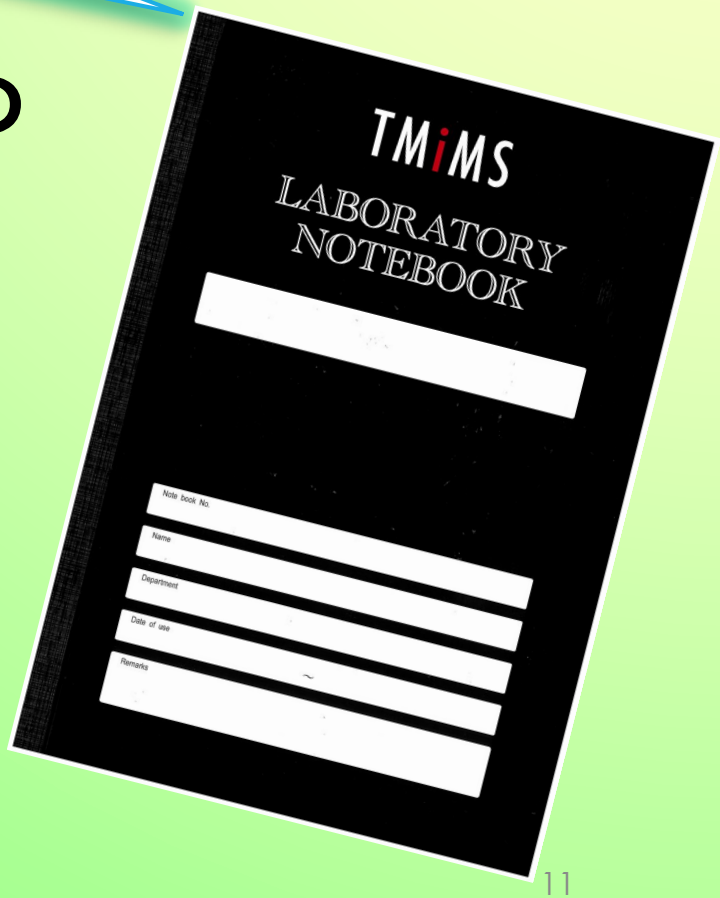

不正行為防止のための取組

論文の事前点検制度

Ｓランク以上の科学雑誌に投稿し、revice段階になった原著論文を対象に点検部会を開催

研究倫理教育の実施

- APRIN eラーニングプログラムの受講
- 研究活動及び研究費に係る不正防止講習会の実施
- ラボミーティング等を活用した研究倫理教育・コンプライアンス推進教育を実施。

研究費の不正使用

- 故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用
- 競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

研究費の不正使用

不正使用	具体的事例
預け金	・納入業者と結託し、架空の発注を行い、支払われた経費を業者に管理させ、他の物品等の納品、支払いに充てる。 ・業者による納品物の持ち帰り等により検収をすり抜けて、その資金を預け金とする。
プール金	・架空の備品等の発注を行い、支払われた研究資金を納入業者から研究者に還元させ、そのお金を研究室、個人などで管理し、 他の目的に流用する。 ・カラ出張やカラ謝金（給与）により捻出する。
カラ出張	・出張がない、出張をキャンセルしたにもかかわらず、出張申告、報告書を提出して旅費を受領する。 ・日程が短くなったが、変更手続きをせず、当初計画どおりとして、報告書を提出して旅費の差額を受領する。 ・事務手続きの窓口が異なる複数の予算で、 同じ日程の出張手続きを行い、重複受給を行う。 ・正規の航空料金で購入して、その請求書で手続きを行い、一方で、航空券をキャンセルし、格安な航空券を購入して、差額を受給する。

不正使用	具体的事例
カラ謝金（給与）	・実態として研究補助者を雇用していないにも関わらず、謝金や給与を支出し、研究補助者から当該謝金や給与を返還させる。 ・研究補助者に実態より多い労働時間を出勤簿に記入させ、それと実態の差額を研究補助者から返還させる。
目的外使用	・研究目的に関係がない物品等を購入し、目的外に使用する。研究目的に沿っているが 研究に使用せず、私的に使用する場合も含まれる。
換　金	・換金性の高い電子機器等を購入し、売却して現金化する。 ・物品確認の際、他の物品等で代用して発覚を逃れる。
書類の書換え（差換え、品替え、品転）	・業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる。または、虚偽の検収を行って、支払いさせる。 ・正規な書類の内容を偽造する。
期ずれ	・納品日を故意に偽った納品書を業者に作成させ、研究費から支払い手続きを行う（昨年度に発注、納品させていたが、今年度に手続きしたことにする。来年度に手続きをするとして、今年度に納品だけさせる、等）。

文科省HP：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221226-mxt_kibanken01-1350200_1.pdf

研究費の不正使用の具体例

①架空発注と預け金

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。
適切な発注・検収を行うことで、不正使用を発見・防止できます。

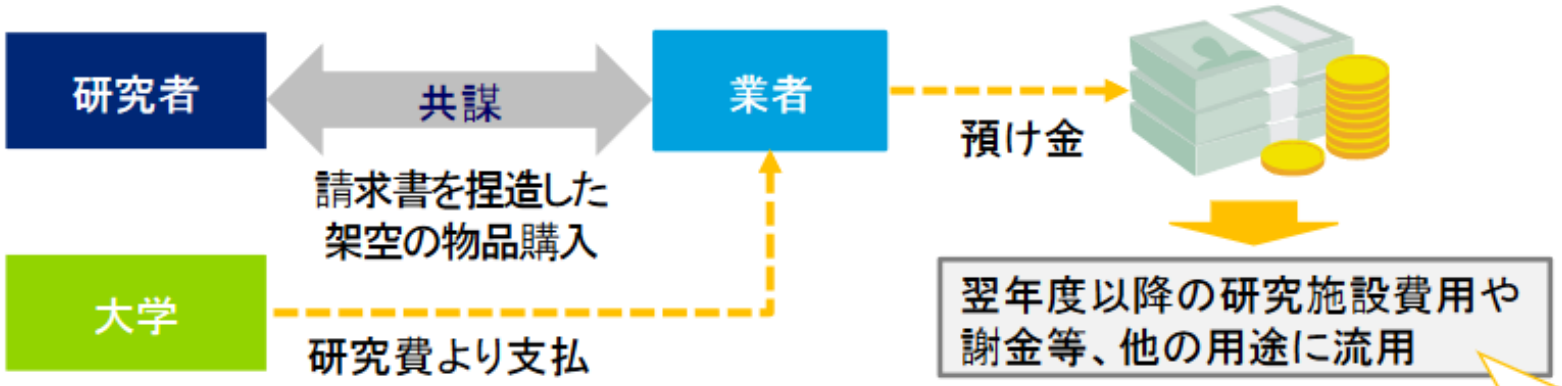

不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった（動機）
- 発注から検収までを研究者自らが行うシステム（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

私的流用の有無に
関わらず、不正使用に
該当します！

- **発注段階から支出財源を特定するため、税込み100万円以下を研究者発注の限度額とし、研究者が発注した内容を事務局に送付。**
- **納品時に事務局で全品検収を行い、検収した物品にマーキング。**

研究費の不正使用の具体例

②架空人件費（謝金・給与）

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。

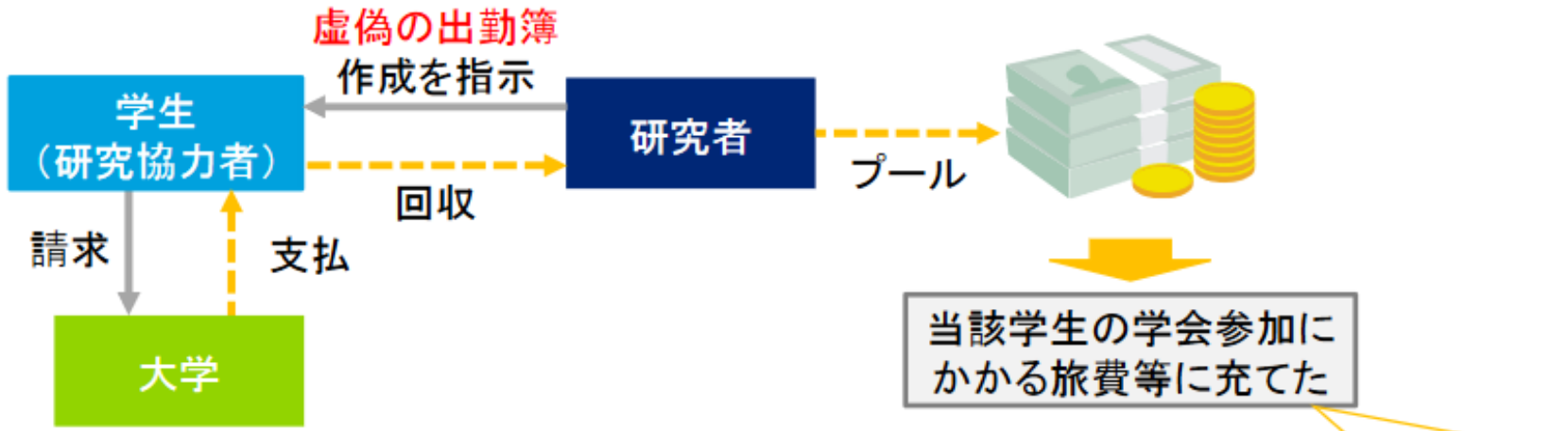

不正発生の要因分析

- 使用用途に関らず、研究費を自由に使用したかった（動機）
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

- **雇用者の出勤管理は事務局で行い、確認。**
- **内部監査時に研究協力者からもヒアリングを実施。**

研究費の不正使用の具体例

③旅費の水増し請求

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり、不正使用に該当します。

格安航空券や無料特典の
航空券で出張

不正発生の要因分析

- 研究費を私的目的で使用したかった（動機）
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

- **出張前、旅行命令簿とともに打合せ通知や、相手方とのメール等を提出。**
- **出張後、支払い書類とともに、必要書類・証拠書類（領収書・チケット半券等）を確認し、支払。**

研究費の不正使用の具体例

④旅費の重複受給

同じ出張行程において、所属機関及び出張先の複数の研究機関から旅費を受給。

➡ 所属機関異動後に事務局が重複請求を発見・通報

その他、
- 学生を出張させた際に複数の機関から旅費を受給させ、自身へ還流させる
- 実際とは異なる行程の旅費を請求

等の不正を行っていたことが発覚

不正発生の要因分析

- 高い評価を受けるためには研究費を年度内に執行しなければならないとの考え（動機）
- 旅費の支払いに当たり、他の機関から旅費が支給されているかどうかの事実確認までは行われていなかった（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

- **出張申請時に先方負担の有無を確認。打合せ通知や相手方とのメールのやり取り等提出。**
- **内部監査時に打合せ相手への実態確認を行うことも。**

研究費不正使用防止のための取組

誓約書の提出

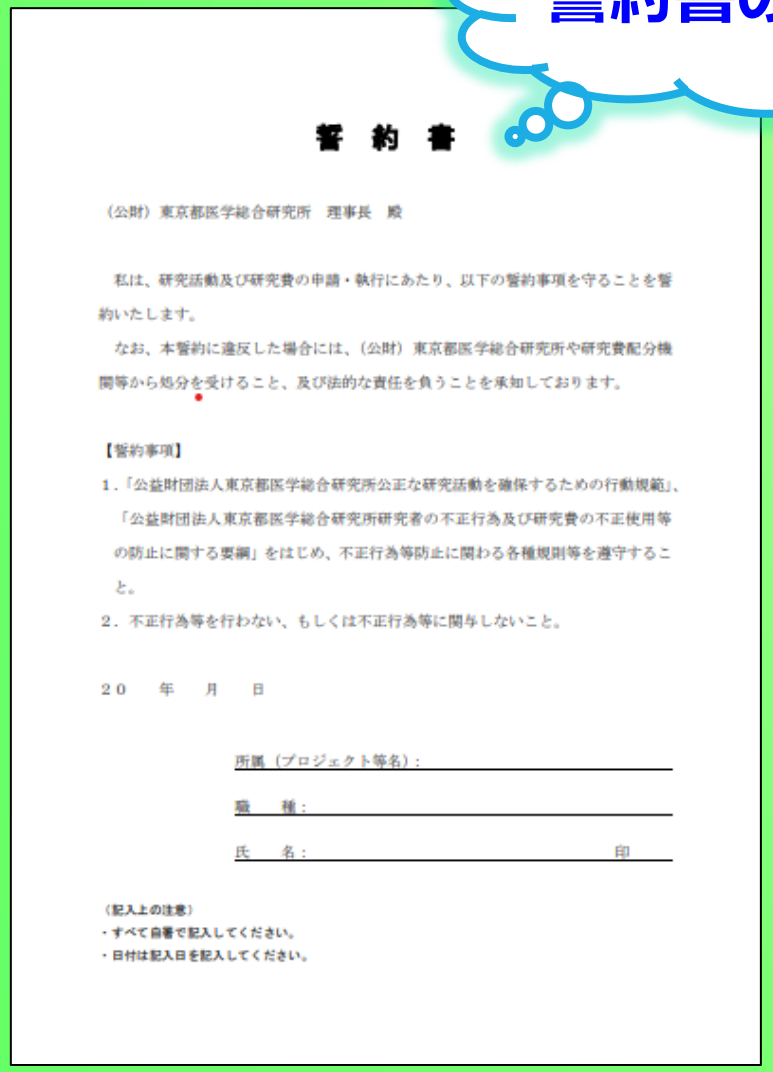

誓　約　書

（公財）東京都医学総合研究所　理事長　殿

私は、研究活動及び研究費の申請・執行にあたり、以下の誓約事項を守ることを誓約いたします。

なお、本誓約に違反した場合には、（公財）東京都医学総合研究所や研究費配分機関等から処分を受けること、及び法的な責任を負うことを承知しております。

【誓約事項】

1.「公益財団法人東京都医学総合研究所公正な研究活動を確保するための行動規範」、「公益財団法人東京都医学総合研究所研究者の不正行為及び研究費の不正使用等の防止に関する要綱」をはじめ、不正行為等防止に関わる各種規則等を遵守すること。

2. 不正行為等を行わない、もしくは不正行為等に関与しないこと。

２０　　年　　月　　日

所属（プロジェクト等名）：

職　　種：

氏　　名：　　印

（記入上の注意）
・すべて自署で記入してください。
・日付は記入日を記入してください。

医学研「研究者の不正行為及び研究費不正使用等の防止に関する要綱」より
第２５条３項：職員等に対し不正行為等防止に係る遵守事項の意識付けをさせるため、誓約書の提出を求めることができる。誓約書に盛り込む事項は以下のとおりとする。
(1) 医学研の定める各種規則等を遵守すること
(2) 不正行為等を行わないこと
(3) 医学研の定める各種規則等に違反して、不正行為等を行った場合は、医学研や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

- 最近の採用者など、**未提出の方は、この不正防止講習の受講修了後速やかに、支援係までご提出**をお願いします。
- 別途、支援係からも依頼をいたします。

誓約書の様式は、所内ウェブの支援係のページからダウンロードできます！

◎職員のほか、**取引業者**からも誓約書の提出を求めています

研究活動における不正行為

◆ 不正行為の疑いが発覚した場合

- 医学研において調査委員会を設置して、調査を実施

不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、**自己の責任において**
科学的根拠を示し説明する必要があります。

研究活動における不正行為

◆不正行為と認定された場合

≪研究者に対して≫

- 医学研の職員就業規則に基づき、**懲戒処分**
- 配分機関から不正行為に該当する**研究費の全部または一部の返還**
- 当該競争的研究費への**応募資格の制限**
- 不正行為を行った者の**氏名も原則公表**

≪機関に対して≫

- **間接経費の減額**等の処分等

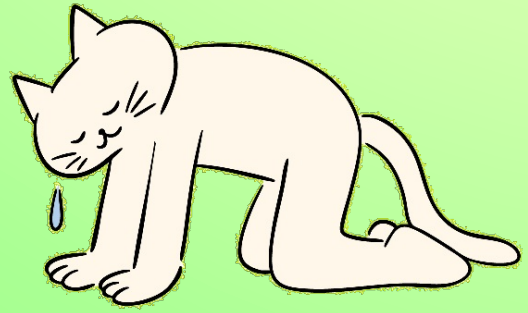

資金配分機関の不正に対する措置

研究活動の不正行為への応募制限措置

- 研究当初から不正を意図していたなど特に悪質なもの ▶▶▶ １０年
- 不正行為があった研究に係る論文等の著者 ▶▶▶ ２～７年
- 上記以外の不正行為に関与した者 ▶▶▶ ２～３年
- 不正行為に関与していないものの論文等に責任を負う者 ▶▶▶ １～３年

研究費の不正使用への応募制限措置

- 私的流用を行った者 ▶▶▶ １０年
- 私的流用以外の不正使用を行った者 ▶▶▶ １～５年
- 不正使用を行った研究者と共謀した者 ▶▶▶ ５年
- 善管注意義務違反 ▶▶▶ 最大２年

所内Web　支援係のページ

都医学研 Login 前へ　職員 DB

支援係 | 科研費等 | 間接経費 | AMED関係 | 民間助成金公募一覧 | 不正行為等防止対策 | 委員会 | 書式一覧＆参考サイト一覧

所内web Top / 支援係 / 不正行為等防止対策 / 研究不正行為の実例

メニュー　メニューを編集

- 支援係 −
  - 科研費等 ＋
  - 間接経費
  - AMED関係
  - 民間助成金公募一覧
  - 不正行為等防止対策 −
    - 告発・相談窓口
    - 研究不正行為の実例
    - 研究費不正使用の実例
  - 委員会 ＋
  - 書式一覧＆参考サイト一覧

研究不正行為の実例

固定記事　編集

文部科学省公表の研究活動における不正行為が認定された実例は以下のサイトで確認できます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

★これまでに主に「捏造・改ざん」「盗用（自己盗用含む）」「多重投稿」などが認定されており、2021年度は13件、2022年度は15件、2023年度は13件、2024年度は6件、2025年度は7件です。（2026年6月末現在）

≪研究不正行為の実例≫

≪研究不正使用の実例≫

都医学研 Login 前へ　職員 DB

支援係 | 科研費等 | 間接経費 | AMED関係 | 民間助成金公募一覧 | 不正行為等防止対策 | 委員会 | 書式一覧＆参考サイト一覧

所内web Top / 支援係 / 不正行為等防止対策 / 研究費不正使用の実例

メニュー　メニューを編集

- 支援係 −
  - 科研費等 ＋
  - 間接経費
  - AMED関係
  - 民間助成金公募一覧
  - 不正行為等防止対策 −
    - 告発・相談窓口
    - 研究不正行為の実例
    - 研究費不正使用の実例
  - 委員会 ＋
  - 書式一覧＆参考サイト一覧

研究費不正使用の実例

固定記事　編集

文部科学省公表の研究機関における研究費の不正使用事案の実例は以下のサイトで確認できます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

★「目的外使用」「カラ出張」「架空請求および過大請求」「架空請求（カラ謝金）」など、2020年度は4件、2021年度は9件、2022年度は7件、2023年度は4件、2024年度は12件です。
また、2025年度は4件で合計24,163,092円の不正となっています。（2026年6月末時点）

不正使用事案に基づく申請及び参加資格制限等の措置状況

固定記事

【2025年度】

参加資格制限等の期間	10年	5年	4年	3年	2年	1年	厳重注意
人数	2人	0人	0人	0人	1人	0人	2人

【2024年度】

参加資格制限等の期間	10年	5年	4年	3年	2年	1年	厳重注意
人数	3人	1人	1人	2人	3人	1人	3人

【2023年度】

参加資格制限等の期間	10年	5年	4年	3年	2年	1年	厳重注意
人数	2人	0人	0人	1人	1人	0人	0人

【2022年度】

所内Web　支援係のページ

１　公正な研究活動を確保するための行動規範

２　研究者の不正行為及び研究費不正使用等の防止に関する要綱

３　不正行為等防止計画

※　科学の健全な発展のために
　　―誠実な科学者の心得―テキスト版

外部の機関による告発相談の窓口

あさひ法律事務所内

公益財団法人東京都医学総合研究所

不正行為等告発・相談窓口

弁護士　畑井研吾

住所　〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1　明治安田生命ビル13階

TEL：03-5219-0002（受付時間　平日10:00～18:00）/　**FAX：03-5219-2223**

E-mail　igakuken.kokuhatsusoudan@alo.jp

医学研に所属する職員等については、事務局長に直接告発等を行うことができます

受講後は・・・・

所定の報告書を、各研究倫理推進員／コンプライアンス推進員がとりまとめて、支援係に提出してください。

報告書の様式は、所内ウェブの支援係のページからもダウンロードできます！

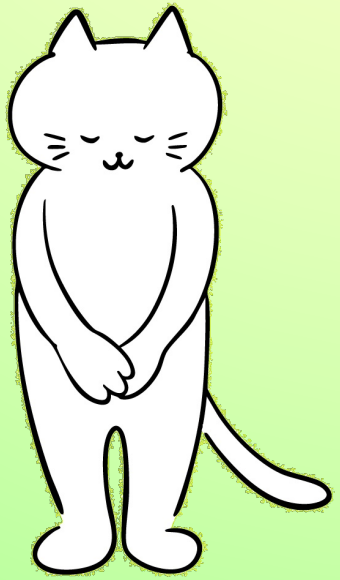

【 提 出 先 】 支援係：shien@igakuken.or.jp

【提出期限】 2026年7月31日（金）